

# 医療費控除

## が変わりました！

平成29年分の確定申告から医療費控除が変わり、従来の制度に加えて、特例が追加されました。その特例とは、一定の健康に対する取組みをされている方が、特定の医薬品を購入した場合に、その購入代金のうち1万2千円を超える部分が控除になるというものです。なお、従来の制度とこの特例は、いずれかの選択適用となります。

この特例は「セルフメディケーション税制」と呼ばれており、健康管理や疾病予防の自発的な取組を促進し、医療費の適正化を図る目的として創設されました。

個人事業主は「体が資本」となりますので、自身の健康管理に積極的に取り組み、上手に医療費控除を活用しましょう！

控除に当たっては、領収証の保存をお忘れなく。

## セルフメディケーション

### 税 控除 対象

新たな制度（特例）の対象となる特定の医薬品には、このようなマークが入っています。対象品目には、かぜ薬や胃薬、目薬、湿布薬など、4月現在で1622品目あります。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

### 一定の健康に対する取組みとは？

次のいずれかの取組みで、その領収証などを確定申告の際に添付又は提示する必要があります。

①インフルエンザ等の予防接種  
・領収証又は予防接種済証

②市区町村が実施するがん検診  
・領収証又は結果通知表

③お勤め先の定期健康診断  
・結果通知表（※1）

④特定健康診査（メタボ検診）  
・領収証又は結果通知表（※2）

⑤その他の健康診査（人間ドックなど）  
・領収証又は結果通知表（※3）

※1「定期健康診断」又は「勤務先名」の記載がない場合には、証明依頼書による証明が必要になります。

※2「特定健康診査」又は「受診した病院名等」の記

載がない場合には、証明依頼書による証明書が必要になります。

※3「勤務先名」又は「受診した病院名等」の記載がない場合には、証明依頼書による証明書が必要になります。

### 従来の制度（原則）

支払った医療費のうち

10万円（※）を超える部分 [最高200万円]

（※）所得金額の合計額が200万円以下の方は、その5%の金額

または

### 新たな制度（特例）

支払った特定の医薬品の購入代金のうち

1万2千円を超える部分 [最高8万8千円]

（注）一定の健康に対する取組みをされた方が対象

いずれか有利な方を選択

### 計算例

- ・病院での治療費 7万円
- ・通常の医薬品代 1万円
- ・特定の医薬品代 3万円
- 合計 11万円

従来の制度（原則）

11万円 - 10万円 = 1万円

新たな制度（特例）

3万円 - 1万2千円 = 1万8千円

新たな制度（特例）の方が有利  
【控除1万8千円】

## 青色申告会の「青色ドック」システム

青色ドックは、事業主本人が受けられる場合、右記の取組み①～⑤のいずれにも該当しません。ただし、従業員が受けられる場合には③に該当します。従業員への福利厚生としてご利用されてはいかがでしょうか？

